

日本ユニシスグループ

UNISYS

CSRレポート 2016

分野別 2015年度 パフォーマンス報告

環境



Foresight in sight

環境

環境方針	1
日本ユニシスグループの環境活動	1
日本ユニシスグループ環境方針	1
環境マネジメント	3
ISO14001 認証の取得	3
環境推進体制	4
環境法規制の遵守	5
環境法規制遵守状況	5
内部監査結果	6
事業を通じた環境への取り組み	7
台風発電システムの実用化に向け共同事業開始	7
クラウド型タクシー配車システム【smartaxi®】.....	7
電気自動車（EV）充電インフラシステムサービス【smart oasis®】.....	7
クラウドサービス【U-Cloud®】.....	7
含有化学物質管理システム【グリーン調達マイスター】.....	7
使用済情報処理機器の回収・再資源化サービス	8
データセンターの電力消費削減	13
環境配慮型・省エネデータセンター.....	13
自社における環境負荷軽減活動	14
1. ICT を活用した環境負荷軽減活動	14
2. グリーン調達の取り組み	14
環境パフォーマンスデータ	15
エネルギー等使用量	15
廃棄物量	15
化学物質の適正管理	15
環境保全コスト	16
集計範囲：	16

日本ユニシスグループの環境活動

ICT が地球のためにできること

日本ユニシスグループは「ICT が地球のためにできること」を環境活動におけるスローガンとし、ICT 企業として環境負荷の低減、資源の有効利用や、持続可能な社会の形成に寄与したいと考えています。事業活動を行う上で電気や紙の使用量の抑制や3R（リデュース、リユース、リサイクル）促進に努めるとともに、可能な限り環境負荷の少ないシステム構成品や備品などを購入しています。また、当社グループが提供する ICT ソリューションを通じて、環境負荷を低減させるビジネスモデルの創出や、お客様の事業活動における業務効率改善や環境負荷低減にも貢献していきます。

日本ユニシスグループ環境方針

● 基本理念

日本ユニシスグループは「ICT が地球のためにできること」を基本理念とし、お客様の企業価値を高めるため ICT ソリューションを提供するとともに、地球環境保全への取り組みを経営上の重要課題に捉え、「環境に配慮した事業活動」を着実に推進します。

● 基本方針

私たちは、お客様のコンピュータ機器およびソフトウェアの販売・保守、情報システムサービスの提供により、社会経済活動の効率化、生産活動およびサービス分野における生産性の向上に寄与する事業者として、以下の方針のもとに環境保全活動を推進します。

1. 環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善を図ります。
2. 活動にあたっては、環境側面に関連する法規制など、並びに日本ユニシスグループが同意するその他の要求事項を順守します。
3. 次の項目を重要実施項目として、実施と見直しを図る取り組みを行うことにより、地球環境保全／汚染の予防に努めます。
 - (1) 技術的、経済的に可能な範囲で、お客様の事業活動における生産性向上および省エネルギーに貢献する商品・サービスの提供に努めます。
 - (2) オフィス活動において、電力使用量の低減、ペーパーレス化の促進、廃棄物の分別に取り組みます。
4. 「グリーン電力証書システム」に参加して、地球温暖化対策に貢献します。
5. 環境保全の重要性を認識させることを目的として、社員に対して啓発活動を積極的に行います。

6. この基本方針は組織で働く、または組織のために働く全ての人に周知徹底し、一般に公開します。

日本ユニシス株式会社

代表取締役社長

平岡 昭良

ISO14001 認証の取得

当社グループは、ISO14001 認証を取得しており、取得範囲は 2016 年 3 月末時点で 6 社 115 サイトです。これらの各部門において年度ごとに取り組むべきテーマと数値目標を設定し、環境推進活動を行っており、そのなかでも多くの部門が「本業である ICT を活用することでお客様や社会の環境負荷を低減する」活動に取り組んでいます。

- 認証機関

ビューローベリタスジャパン株式会社

[ISO14001 認証書](#) > 別ウインドウ [PDF] (410KB)

http://www.unisys.co.jp/csr/eco/pdf/ISO14001_ninshousho.pdf



- 初回認証日

2003 年 4 月 9 日

- 認証日

2016 年 4 月 28 日

- 認証番号

3371354

- 登録範囲

- i. 日本ユニシス株式会社

本社、東京ベイ開発センター、TEC お台場、伊豆エグゼクティブ・センター、関西支社、中部支社、中部支社豊田営業部、九州支社、鹿児島事務所、沖縄事務所、北海道支店、北海道アウトソーシングセンター、東北支店、秋田事務所、弘前事務所、新潟支店、北陸支店、静岡支店、中国支店

- ii. ユニアテックス株式会社

本社、テクニカル・エデュケーション・センター、東京サービスセンター、首都圏第一営業所、首都圏第二営業所、平和島事務所、東京ベイ・サポートセンター、川崎サポートセンター、丸の内ワールドカフェ、北海道営業所、東北営業所、新潟営業所、北陸営業所、長野営業所、静岡営業所、中国営業所、関西支店、大阪南港事務所、四国営業所、中部支店、豊田事務所、豊田サービスセンター、九州支店、水戸 SS (サービスステーション)、つくば SS、立川 SS、甲府 SS、松本 SS、千葉 SS、千葉ニュータウン SS、厚木 SS、川越 SS、太田 SS、高崎 SS、宇都宮 SS、小山 SS、新札幌 SS、函館 SS、釧路 SS、旭川 SS、室蘭 SS、苫小牧 SS、秋田 SS、盛岡 SS、一関 SS、青森 SS、八戸 SS、弘前 SS、山形 SS、酒田 SS、福島 SS、郡山 SS、いわき SS、会津若松 SS、長岡 SS、富山 SS、福井 SS、浜松 SS、三島 SS、岡山 SS、松江 SS、鳥取 SS、山口 SS、京都 SS、神戸 SS、滋賀 SS、奈良 SS、和歌山 SS、松山 SS、高知 SS、徳島 SS、豊橋 SS、刈谷 SS、岐阜 SS、津 SS、四日市 SS、沖縄 SS、鹿児島 SS、熊本 SS、北九州 SS、長崎 SS、宮崎 SS、大分 SS、佐賀 SS

- iii. 日本ユニシス・エクセリュージョンズ株式会社
本社、北関東事務所、中日本営業所、西日本事業所、東北 ES、厚木 ES、三島 ES、広島 ES
- iv. 株式会社トレードビジョン 本社
- v. 日本ユニシス・ビジネス株式会社 本社
- vi. 株式会社国際システム 本社、東京事業所

環境推進体制

当社グループ全体の統括環境管理責任者のもと、組織長またはグループ会社社長がそれぞれの部門/会社の環境管理責任者に就くとともに、各部門においては EMS 推進担当者が中心となって、日々の活動を推進しています。また、全体推進組織として日本ユニシス環境推進事務局を設置しています。



環境法規制の遵守

日本ユニシスグループの活動に関連する環境側面に適用される法規制及び同意する法規制以外の要求事項は下表のとおりです。また過去5年間、環境関連法規の違反及び苦情などの受付はありませんでした。

環境法規制遵守状況

適用法規制等の名称	法規制等の要求事項	評価結果	評価年月日
改正エネルギーの使用の合理化に関する法律 (改正省エネルギー法)	(1) 企業全体の年間エネルギー使用量(2014年4月～2015年3月)を把握 (2) 1,500kl以上ならエネルギー使用状況報告書を平成26年7月に経済産業局へ提出 (3) 3,000kl以上なら 1. エネルギー管理者の選任義務 2. 中長期計画の提出義務 3. エネルギー使用状況の定期報告	適切	2016年3月10日
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例)	(1) ビルオーナー等が整備した協力推進体制への参画する義務(努力義務) (2) 事業所の運用に関する規定を順守する義務 (3) テナント側で対策推進体制を整備する義務 (4) 排出量の把握と計画的な対策に務める義務(努力義務) (1) ビルオーナー等が整備した協力推進体制への参画する義務 (2) 特定テナント計画書作成・提出義務と当該計画書に基づき対策を推進する義務 (3) オーナーからの共同削減義務者への申込協議に応じる義務	適切	2016年3月10日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	(1) 許可のある収集運搬業者、処分業者と書面による契約を結び、運搬・処分を委託(法12.3、12.4) (2) マニフェスト管理を行う(法12.3) (3) 産業廃棄物が運搬されるまでの間、「保管基準」に従い保管する(法12.3、規8) (4) 委託契約書及び書面は、契約終了後5年間保管(法12.3、令6.2) (5) マニフェストは交付を受けた後、5年間保管(法12.3) (6) 産業廃棄物管理票等交付状況報告書の提出(法12.3.6)	適切	2016年3月10日
該当自治体の条例等	排出事業者の処分場確認義務等	適切	2016年3月10日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	・市町村が収集する場合 (1) 事業者は、廃棄物の適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。(法3-3) ・市町村が収集しない場合 (1) 一般廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合は、市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業者に委託する(法6の2-6) (2) 一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下の基準(令4の4)に従う。(法6の2-7) (3) 一般廃棄物の運搬・処分、再生を業として行うことができる者であって、委託する運搬・処分、再生がその事業の範囲に含まれるものに委託	適切	2016年3月10日
ビルオーナーとの契約	ビル賃貸契約に基づき分別して排出		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	(1) 特別管理産業廃棄物保管基準(規8.13)に従い保管（法12.2.2） (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法12.2.6） (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者は厚労省の講習を受講する（規8.17） (4) 産業廃棄物管理票等交付状況報告書の提出（法12.3.6）	適切	2016年3月10日
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	廃棄物として排出する場合、運搬する者等に適切に引き渡し、料金の支払いに応じる（法6）	適切	2016年3月10日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	(1) 特別管理産業廃棄物保管基準（規8.13)に従い保管(法12.2.2) (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法12.2.6） (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者は厚労省の講習を受講する（規8.17）	適切	2016年3月10日
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の促進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）	(1) 廃PCBの保管・処分状況の知事届出（法8） (2) 政令で定める期間（15年令2）内に処分又は委託（法10） (3) 廃PCBの譲り渡し、譲り受け禁止（法11）		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	(1) 管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 (2) 簡易点検・定期点検 四半期に一回以上 (3) 漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 (4) 点検・整備の記録作成・保存	適切	2016年3月10日
浄化槽法	(1) 設置届、変更届の知事への届出（法5） (2) 毎年二回、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃（法10） (3) 毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受ける（法11） ※月1回/点検 2年/1回役場に提出（提出申請時）	適切	2016年3月10日
消防法	(1) 消防長に届出 (2) 地方条例	適切	2016年3月10日
水質汚濁防止法	(1) 事故で含油水が公共用水域に排出され生活環境に被害を生じる恐れがある場合には応急処置を講じ、措置の概要を知事に届ける（法14の2）	適切	2016年3月10日
大気汚染防止法	(1) 知事への設置届、変更届、継承届（法6、8、11、12） (2) 排出基準の順守（法13） (3) 煤煙測定及び記録（法16） (4) 事故時は応急処置を講じ、知事へ通報する（法17）	適切	2016年3月10日

内部監査結果

2015年度内部監査結果

1. 監査実施期間：2015年12月1日～2016年1月19日
2. 監査対象範囲：7社74部門
3. 監査チーム：内部監査員4名
4. 監査結果：重大0項目、軽微0項目、改善4項目

事業を通じた環境への取り組み

台風発電システムの実用化に向け共同事業開始

日本ユニシス株式会社と株式会社チャレナジーは、台風や、いわゆる爆弾低気圧などの強風環境においても発電可能な「次世代風力発電」の開発、および事業化を共同で推進していくことに合意し、再生可能電力の安定供給に貢献します。

- [詳しくはこちら](http://www.unisys.co.jp/news/nr_160530_challenergy.html) > http://www.unisys.co.jp/news/nr_160530_challenergy.html

クラウド型タクシー配車システム【smartaxi®】

乗客の配車リクエストからタクシー車両への配車指示まで、完全自動配車し、省力化による省エネに貢献します。

- [詳しくはこちら](http://www.unisys.co.jp/solution/lob/transport/smartaxi/index.html) > <http://www.unisys.co.jp/solution/lob/transport/smartaxi/index.html>

電気自動車（EV）充電インフラシステムサービス【smart oasis®】

導入の拡大により、電気自動車やプラグインハイブリッド車の普及に貢献し環境保全に努めます。

- [詳しくはこちら](http://smartoasis.unisys.co.jp/) > <http://smartoasis.unisys.co.jp/>

クラウドサービス【U-Cloud®】

サーバー集約、エネルギー効率の良いデータセンター利用などにより、電力消費量の削減に貢献します。

- [詳しくはこちら](http://www.uniadex.co.jp/service/cloud/u-cloud_iaas.html) > http://www.uniadex.co.jp/service/cloud/u-cloud_iaas.html

含有化学物質管理システム【グリーン調達マイスター】

お客様の環境負荷物質低減、有害物質リスク低減をサポートします。

- [詳しくはこちら](http://www.excel.co.jp/green/function/index.shtml#cloud) > <http://www.excel.co.jp/green/function/index.shtml#cloud>

使用済情報処理機器の回収・再資源化サービス

法人（事業系）からの使用済情報処理機器を対象にした回収・再資源化を提供します。

● 初めに

2001年4月1日に「資源の有効な利用の促進に関する法律（注）」が改正され、法人（事業系）から排出される使用済パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む）の回収・再資源化が義務付けられました。

日本ユニシスでは、2003年11月25日に環境大臣より「広域再生利用指定産業廃棄物処理者に係る指定」、2005年11月17日には「広域認定」を受け、直接、法人（事業系）と契約し、使用済情報処理機器（サーバ等も含む）の回収・再資源化を行っています。

なお、回収・再資源化のサービスについては有償とさせていただきます。

（注）資源有効利用促進法とは

我が国のリサイクル社会構築の幕開けとなった「再生資源利用促進法」（リサイクル法）は1991年に施行され、使用済製品を原材料に戻して再利用する「再資源化」（リサイクル）だけを義務づけていたが、これに加え製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や回収した製品からの部品等の再利用（リユース）対策を新たに義務づけることで、法律の名称も「資源有効利用促進法」（改正リサイクル法）に改められました。

当該法の目的は、循環型社会の実現にありますので、お客様のご理解とご協力をお願い致します。

● 対象の機器

日本ユニシスが製造し販売した機器で、法人（事業系）およびリース・レンタル会社から排出される情報処理機器です。

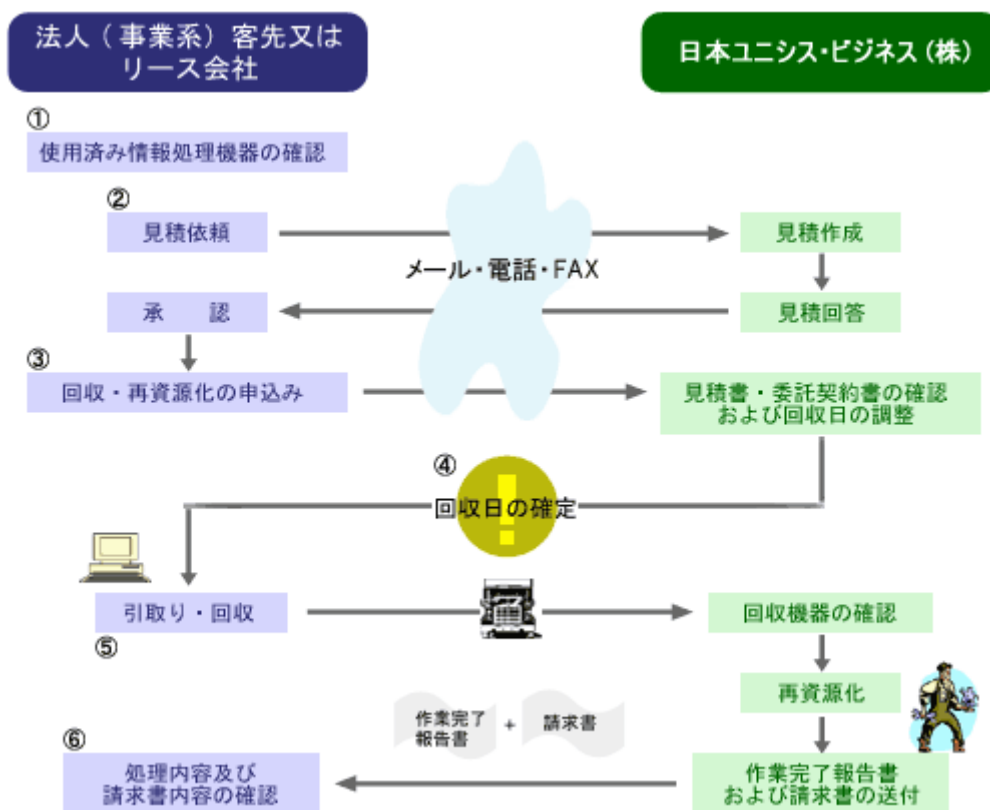
● サービスの概要

- i. 当該サービスは循環型社会への貢献を目的として行うもので、見積りから請求までの一連の処理を、日本ユニシスより委託を受けた日本ユニシス・ビジネスが運用します。
- ii. 全国対応の産業廃棄物収集運搬業者によって回収を行います。
- iii. 都道府県知事又は保健所設置市市長の許可を受けた産業廃棄物処分業者と日本ユニシスが契約して、再資源化・廃棄処理を行います。
- iv. お客様によるマニフェストの発行・管理が不要になります。産業廃棄物の処理に当っては、従来はお客様がマニフェスト（産業廃棄物管理票）の発行・管理を行う必要がありましたが、このサービスでは日本ユニシス並びに日本ユニシス・ビジネスが産業廃棄物を管理することが義務付けられておりますので、お客様は本サービスに委託した産業廃棄物に関し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の発行・管理が不要になります。
- v. 委託契約書が1種類になります。委託契約書については、従来はお客様が複数の収集運搬業者および産業廃棄

物処分業者と締結しておりましたが、このサービスでは日本ユニシス・ビジネスに委託することで 1 種類の委託契約で処理が可能となります。

vi. 回収・再資源化処理が完了次第、「作業完了報告書」を発行します。

● 見積り依頼～申込み～回収～請求までの流れ



- i. 回収・再資源化を行う機器を確認して下さい。(品名、台数等)
- ii. メール・電話・FAX 等により、お客様からの見積り依頼に対応いたします。
- iii. 見積書の内容を確認し、回収・再資源化の申込みをお願いします。
- iv. 回収日を確認します。
- v. 定められた日程に従い、産業廃棄物収集運搬業者が指定場所へ回収に伺います。
- vi. 回収した機器の入荷検品作業確認後に作業完了報告書を送付し、その後、請求書を郵送します。

(注意事項)

機器がリース物件の場合は所有者（リース会社）をご確認ください。本サービスは所有者（リース会社）とのご契約が前提となります。

● 回収・再資源化の見積り依頼、申込みおよび問い合わせ先

受付窓口：日本ユニシス・ビジネス株式会社 リサイクル担当

電話番号：03-4579-1348

受付時間：月～金、9:00～17:30（休日：土、日、祝日、年末年始等の当社休日）

FAX 番号：03-5546-7821

- お問い合わせ：[こちらのフォームよりお願いします](https://www.unisys.co.jp/inqsys/inquiry_form.html?product_id=641) >

https://www.unisys.co.jp/inqsys/inquiry_form.html?product_id=641

- 料金について

回収場所、機器の種類、台数、重量等を確認させていただいた上で、お見積させていただきます。見積内容は収集運搬費、再資源化処理費、諸経費等です。

なお、次の内容については、別途、割増費用が発生します。

- ・ 土、日、祝祭日の指定引取
- ・ 夜間指定引取
- ・ 時間指定の指定引取
- ・ 階段担ぎ作業
- ・ クレーン車使用
- ・ 養生等の作業
- ・ その他特殊作業

- 料金のご請求・お支払について

使用済情報処理機器の回収及び入荷検品作業確認後、月末締めにて請求書を発行し、お客様へ郵送いたします。請求書のお支払期日までに、弊社の指定口座へお振込をお願いします。

- データ消去サービスについて

HDD 上のデータについては、リサイクル・廃棄処理工程において破砕処理を行いますが、データ消去を保証するものではありません。お客様の重要なデータが流出するトラブルを回避するためには、先ずお客様の責任において消去することをお奨めします。

お客様のデータ消去作業を支援する「データ消去サービス」も提供しておりますので、詳細は弊社のお客様担当営業にお問合せください。尚、「データ消去サービス」は有料となります。

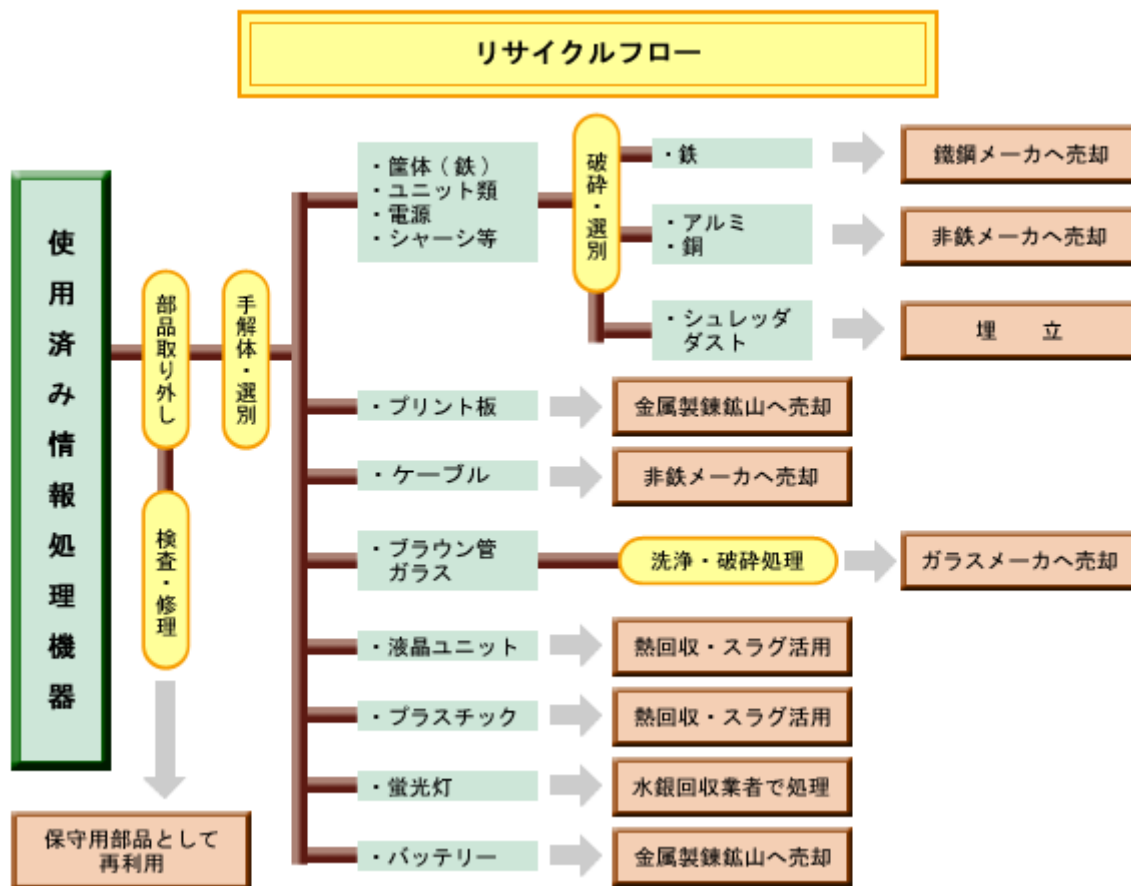
- 委託契約書について

申込されるお客様は委託契約書の内容に同意して頂き、その後、回収申込み手続きを実施することになります。委託契約書の内容をよくお読みになり、同意頂ける場合のみ、弊社は回収・再資源化業務を請負うことが出来ます。

FAX で申込されるお客様は、「使用済情報処理機器の回収・再資源化申込書」の裏面に記載されている「広域再生利用指定産業廃棄物処理委託契約書」の内容を確認いただき、表面の排出事業者欄にご署名、ご捺印の上、返送いただくことにより、委託契約手続きを完了することになります。

● リサイクルフロー

回収されたパソコン等使用済み情報処理機器は、各再資源化拠点にて解体・分別されます。分別された部品等は、保守用部品として再利用（リユース）され、その他 鉄、銅、アルミ等は原材料として再資源化されます。



● 用語集

回収・再資源化サービスにともなう用語を以下の通り纏めました。ご参考ください。

【廃棄物処理法】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(1970年制定、1991年、1997年、2000年に大幅改正)の通称が「廃棄物処理法」、または「廃掃法」です。廃棄物の排出規制と生活廃棄物の適性処分を進めるための法律です。廃棄物に関する国民の責務、および事業者（法人）の責務などが定められています。廃棄物は、事業者（法人）から排出される産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物(主に家庭系から排出される廃棄物)に分類されています。

【3R】

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）のことです。

3Rの推進とは

- Reduce：小型化、省資源化、長寿命化、アップグレード性の確保などにより、廃棄物の発生量を抑制する。
- Reuse：汎用的ユニット/部品の採用、抜去/清掃の容易性の確保などにより、製品または部品を再使用する。
- Recycle：再利用可能な材料の採用、材料名表示などにより、原材料として再利用する手法をパソコンなどの製品に取込む。

従来のリサイクル中心の規制から、廃棄物の発生抑制、部品等の再利用を含めた総合的な対策を講じることにより、資源の有効利用を目指すものです。

【マニフェスト管理】

マニフェスト管理とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により定められたマニフェスト（産業廃棄物管理票）制度にもとづく産業廃棄物の管理のことです。この制度により、排出者であるお客さまには、以下が義務づけられています。

不法投棄の防止などの適正な処理を確保することを目的に、事業系（法人）の排出者が収集運搬業者・処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れをマニフェスト（産業廃棄物管理票）により、自ら把握・管理する義務。

排出者に課せられている具体的な義務は次の通りです。

- 前年度分マニフェストをもとに、産業廃棄物の処理状況を都道府県知事へ年 1 回報告する義務。
- 委託先業者から中間処理終了票（D 票）が 90 日以内、また最終処分終了票（E 票）が 180 日以内に戻らない場合には、速やかに報告する義務。

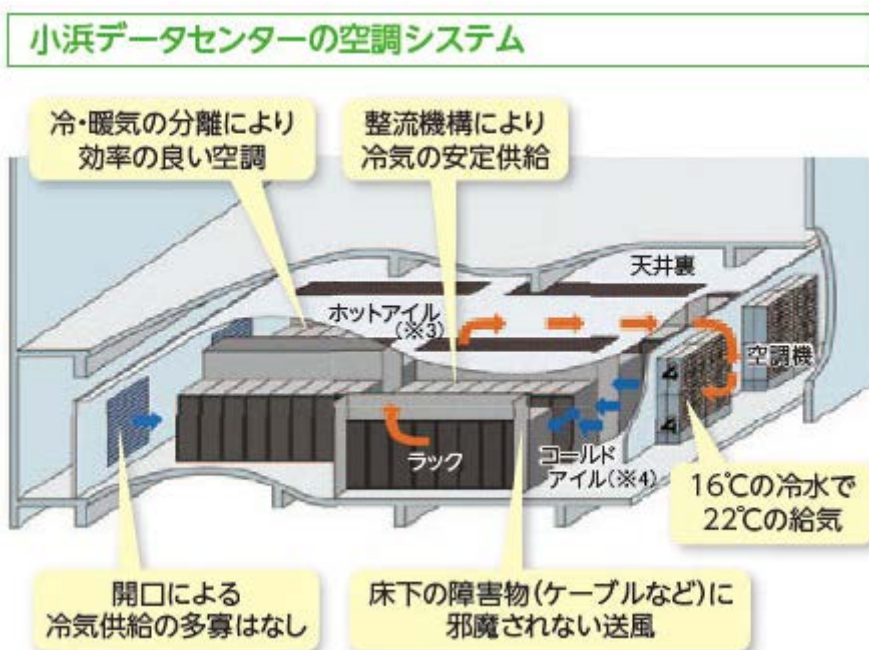
尚、この用語解説でご紹介しています「広域再生指定制度」により指定を受けている事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、当該事業者がお客さまに代わって産業廃棄物を管理するため、お客さまによるマニフェストの発行・管理が不要となります。

環境配慮型・省エネデータセンター

日本ユニシス小浜データセンター(福井県小浜市)は、最新の空調技術「壁吹き出し方式空調システム」を採用しています。この方式は、空調機械室間仕切壁を介して直接サーバールーム内に冷気を供給するため、従来の床吹き出し方式に比べ空調システム系の大幅な電力低減が可能となります。

また、冷気と暖気を混ぜない完全な循環型にすることや整流機構を設けることで 22℃の給気でも十分に IT 機器を冷却することができます。

さらに寒冷地に立地している利点を活かした外気冷房やフリークーリング(※1)の併用で、想定電力の 100%使用時には PUE(※2) = 1.2 台を実現できる環境配慮型省エネデータセンターとなっています。



(※1) フリークーリング : 外気を利用して冷水をつくり、冷房に使用する仕組み

(※2) PUE (Power Usage Effectiveness) : データセンターのエネルギー効率を示す指標。データセンター全体の消費電力をデータセンター内の IT 機器の消費電力で割った値。1 に近いほど効率が高い。

(※3 : 図中) ホットアイル : サーバールックの列で区切られたサーバールーム内の空間のうち、サーバの排熱だけを集めた空間。

(※4 : 図中) コールドアイル : 空調機が送り出してサーバが吸引する冷気を集めた空間。

• サーバールックの列で区切られたサーバールーム内の空間のうち、ホットアイルは、サーバの排熱だけを集めた空間のこと。コールドアイルは、空調機が送り出してサーバが吸引する冷気を集めた空間のこと。

• [日本ユニシスグループのアウトソーシングセンター](#) >

http://www.unisys.co.jp/solution/tec/outsourcing/dc_summary.html

気候変動問題の緩和および適応

1. ICT を活用した環境負荷軽減活動

環境推進活動では日本ユニシスグループのスローガンである「ICT が地球のためにできること」を目的に、7 項目の削減対象を設定し、グループ全部門が独自のテーマ選定を行い、年間を通じて環境負荷低減のための活動を行っています。

- 削減対象 7 項目

1. エネルギー消費量
2. 人の移動量
3. 物の移動量
4. 物の消費量
5. 倉庫スペース
6. オフィススペース
7. 廃棄物排出量

2. グリーン調達の取り組み

当社グループでは、「グリーン調達ガイドライン」に従って、環境保全を推進しているお取引先様からの環境負荷の少ない製品・サービスの調達を推進しています。2008 年度から「グリーン調達ガイドライン」に従った環境保全に関するアンケート調査を定期的に行っており、お取引先様との連携により環境負荷の少ない製品・サービスなどの調達を推進しています。2014 年度には、環境保全の項目に加え「紛争鉱物不使用の取り組み状況」の確認を盛り込むこととし、2015 年度には、121 社のお取引先様に対して環境保全に関する項目に、紛争鉱物不使用の取り組み状況についての項目を追加したアンケート調査を行いました。

- [「日本ユニシスグリーン調達ガイドライン」2016 年度版](http://www.unisys.co.jp/csr/eco/pdf/eco_green-guideline201607.pdf) > 別ウインドウ [PDF] (316KB) 付録 参照
http://www.unisys.co.jp/csr/eco/pdf/eco_green-guideline201607.pdf

環境パフォーマンスデータ

エネルギー等使用量

項目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
CO2排出量 (t) ※1	17,417	18,855	21,804	19,792
CO2排出原単位(t/m ²) ※2	0.1708	0.1595	0.1940	0.1787
エネルギー使用量 (kl) ※3	9,830	11,120	10,521	10,049
エネルギー使用原単位(kl/m ²) ※2	0.0904	0.0938	0.0899	0.0836
紙使用量 (万枚) ※4	2,520	2,420	2,775	2,709

※1 : CO2 排出量の算出に用いる排出係数は、対象サイト（ビル）のエネルギー供給会社（電力、ガス）が公表する排出係数を使用（重油等の燃料については環境省の発表する排出係数を使用）

※2 : 原単位：事業所の単位面積当り。集計範囲は日本ユニシス単体

※3 : エネルギー使用量：原油換算値

※4 : 複合機印刷枚数

廃棄物量

項目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
廃棄物総発生量 (t)	790	512	628	574
サイクル率 (%)	50.91	82.24	70.76	73.27

化学物質の適正管理

項目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
揮発性酸化物 (VOC) 排出量 (t)	0	0	0	0
PRTR法届対象物質の排出・移動量 (t)	0	0	0	0

環境保全コスト

項目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
事業エリア内コスト	2	2	2	2
上・下流コスト	0	0	0	0
管理活動コスト	35	37	39	36
研究開発コスト	0	0	0	0
社会活動コスト	4	4	4	4
環境損傷対応コスト	0	0	0	0
合計	41	43	45	42

集計範囲：

2015年度の集計範囲：

日本ユニシス（株）、日本ユニシス・エクセリューションズ（株）、ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ（株）、（株）エイファス、ユニアデックス（株）、（株）国際システム、（株）エイタス、（株）トレードビジョン、日本ユニシス・ビジネス（株）、健康保険組合、企業年金基金

2014年度までの集計範囲：

日本ユニシス（株）、USOL 北海道（株）、USOL 東北（株）、USOL 東京（株）、USOL 中部（株）、USOL 関西（株）、USOL 中国（株）、USOL 九州（株）、日本ユニシス・エクセリューションズ（株）ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ（株）、（株）エイファス、ユニアデックス（株）、（株）国際システム、（株）エイタス、（株）トレードビジョン、日本ユニシス・ビジネス（株）、日本ユニシス・アカウンティング（株）、健康保険組合、企業年金基金